

## 巻頭言

### 年頭ご挨拶

公益財団法人中央果実協会 理事長 弦間 洋



#### 巻頭言

・年頭ご挨拶 p1

・年頭所感 p2

#### 特集

・平成30年度果樹対策予算概算決定及び平成29年度補正予算の概要について p3

・青果物の輸出の促進について p5

#### 中央果実協会からのお知らせ

・平成28年国民健康・栄養調査結果の概要にみる果物消費状況 p8

#### 業務日誌

p8

#### 人事異動

p8



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。明けて2018年は戌年、犬は安産の象徴とされ、果実生産にもご利益がある年としたいものです。新年早々の明るいニュースは、将棋の羽生善治永世七冠と囲碁の井山裕太七冠に国民栄誉賞授与が決定したことでしょう。両氏の天賦の才能に加え、不断の努力・精進に対する敬意をもっての顕彰ですが、将棋の駒には、本将棋ではないのですが、「犬」があるようです。天竺大将棋や大局将棋といった盤上遊戯のうえでの駒ですが、この「犬」、成り駒になると前進は香車と同様一直線、また斜め後方にも何マスでも動くことができます。本年、この活発な動きにもあやかりたいと思うことしきりです。

さて、本協会はお陰様で昨年9月に創立45周年となり、本年46年目を迎え、思いを新たに公益法人として多角的な活動を展開する所存です。近年は従事者の高齢化や園地の荒廃、気象災害、資材費高騰などの影響を受け、果樹産業に関わる各セクターのレジリエンスの脆弱化が目立ってきております。そのような背景のもと、本協会は、平成30年度においても、果樹農業振興基本方針に即し、園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進する各種事業を展開する予定です。関係事業は閣議決定された平成30年度予算で「果樹農業好循環形成総合対策事業」が拡充され、農地を集積し急傾斜地から平地等移動して行う改植支援、さらには労働生産性の向

上を図る取組の強化支援が新たに組み入れられることになりました。果樹産業振興への一層の寄与と変わらぬと思っております。

一方、訪日外国人客の急増により、3年前より旅行収支(海外旅行で日本人が支出した額との差)が黒字に転換し今後も増加することです。観光業や小売業の売上の伸びで景気上昇を促しているとの見方があります。しかし、震災後7年を経ようとしている東日本大震災被災地では、観光業・小売業の業績回復が伸び悩んでいるのが実情です。震災前の水準以上に回復したとする企業は30~40%に留まっています。対策のひとつとして外国人旅行客の呼び込みがあります。国産果実の魅力を活かした取組は、東北農政局や地元旅行者により始まっていますが、その活動が加速して被災地の景気回復に貢献することが期待されます。国産果実の品質については、昨年、小職も参加した香港でのFRUIT LOGISTICA会場の海外ブースでシャインマスカットの試食提供を受けた経験や、報道された産地化の成功例など、海外からの外圧も考慮することが肝要です。優良品種の海外流出を防止する策として海外での品種登録の完璧な実践、また国産果実の品質保証には良品生産技術の維持とさらなる技術改良が不可避です。私ども中央果実協会は、現在28の道県基金協会と一体となって産地の実情に即した事業展開を行っており、果樹農業の振興に大いに貢献していると自負しているところです。さらに果物の消費拡大のため、新たな機会の創出・展開、例えば外食産業と連携した需要拡大対策事業を実行して参ります。

今後も当協会に対するより一層のご支援とご協力をよろしくお願い致します。皆様にとって2018年がよい年となりますよう祈念します。

巻頭言

## 年 頭 所 感

農林水産省生産局 園芸作物課長 佐藤 紳



新年明けましておめでとうございます。果樹農業者の皆様や果樹農業関係団体の皆様、行政機関の果樹農業担当の皆様におかれましては、日頃から、果樹農業振興施策の円滑かつ効果的な実施に御尽力いただき心から感謝申し上げます。

昨年の果樹農業の生産・販売を振り返りますと、うんしゅうみかんでは、極早生こそ全国的に平年並みの価格でしたが、早生のシーズンとなつてからは、平年を上回る水準で推移しており、りんごについても、夏場の低温等の影響でやや小玉傾向が見られたものの、生産量・価格とも概ね平年並みで推移しています。とりわけ、ぶどうについては、シーズンを通して引き合いが強く、高値傾向で堅調に推移しました。このように果実全体では、平年を上回る価格となり、これもひとえに、現場の皆様による高品質な果実生産に向けた御尽力によるものと考えております。

一方で、降ひょうや梅雨時期の豪雨、度重なる台風など、多くの災害が発生し果樹農業も大きな被害を受けました。

私も現場に赴き、被災された皆様の声を聞きながら、関係者とともに支援策の推進に取り組んできたところです。引き続き前向きに復旧・復興に取り組んでいけるよう、全力で支援してまいります。

農政の面では、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部策定)

において重点品目に指定されている果樹の輸出拡大に向け、「日本産果実マーク」等の統一マークを活用した、ジャパンプランドを前面に立てた販売促進や、リレー出荷による周年供給体制の確立等を引き続き促進していくこととしています。

最新のデータである平成28年度の果実(生鮮)の輸出額は、189億円で、対前年比で105%と順調に伸びています。輸出先としては、台湾が約60%、次いで香港が約30%となっており、品目別では、りんごが約7割を占めています。

りんごについては、昨年8月に青森県内に輸出用に重点を置いた集出荷施設が整備されるなど、更なる輸出拡大が期待されるのですが、りんごに限らず、こうした取組を通じて世界に日本産果実の素晴らしさを伝えて行くことが我が国の果樹農業の振興にもつながるものと考えています。

また、昨年12月には、日 EU・EPA が交渉妥結に達し、EU の農林水産品の対日関税は、牛肉、茶、果樹などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境整備をすることができました。新たな国際環境の下でも、強くて豊かな果樹農業を作り上げていけるよう政府一体となって取り組んでまいります。

次に果樹支援対策についてご紹介いたします。平成30年度の果樹対策関係予算につきましては、「果樹農業振興基本方針(平成27年4月公

表)」の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組など、高品質果実の生産・供給体制の強化の取組を支援するとともに、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大の取組等や「輸出環境整備推進事業」で果実の輸出環境の整備を支援することとしております。

また、水稲から園芸作物への転換を図る取組を支援する「園芸作物生産転換促進事業」では、対象品目をこれまでの露地野菜から果樹等に拡大して支援することとしており、まとまった規模で大ロット生産が可能な水田地帯における新たな果樹産地づくりをより強力に推進していく所存です。

各産地におかれましては、実情に応じて、こうした予算を総合的にご活用いただき産地の振興に役立てていただければ幸甚です。

今後とも果樹農業振興施策を講じることにより、果樹農業者の皆様が安心して果樹生産に取り組めますよう、関係各位とともに尽力していく所存ですので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本年はオリンピック冬季競技大会、パラリンピック冬季競技大会が、大韓民国の平昌(ピョンチャン)で開催されます。日本選手の飛躍を期待するとともに、果樹農業の関係者の皆様にとっても飛躍の年となるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

特集

平成30年度果樹対策予算概算決定及び平成29年度補正予算の概要について

農林水産省 生産局 園芸作物課 生産専門官 山本 美恵子

果樹関係施策の推進につきましては、日頃より皆様のご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。本稿では、平成29年12月22日に閣議決定された平成29年度補正予算案及び平成30年度予算概算決定のうち果樹関係の対策について紹介します。

【平成30年度予算】

I 果樹農業好循環形成総合対策事業

1 事業の概要

平成27年4月に公表した、新たな「果樹農業振興基本方針」の方向性に即した支援を実施するため、平成30年度の予算では、急傾斜地から平場等への移動改植、ICT等の導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産性向上による産地の構

造改革を推進することとし、予算額としては56億円となっています。

2 生産面での対策の推進

(1) 農地中間管理機構の活用等による面的な改植、担い手への園地集約の推進

優良品目・品種への転換を加速するため、産地の担い手による改植等を支援するほか、農地中間管理機構(以下「機構」)を活用した園地集積については、機構が園地を集約して改植を行う際、放任園地等で通常の改植支援経費では賄いきれない土層改良などの経費が増加する場合、昨年引き続き、従来の支援単価に2万円/10aの加算を行うこととしています。

(2) 急傾斜地から平地等への移動改植への支援の充実

また、30年度予算では、経営規模

の拡大や作業性の向上等を図るため、急傾斜地から機構が一定面積以上集約した平地等の農地へ担い手が移動改植を行う際、機構が改植を行う場合と同じく、土層改良などの経費が増加する場合には、従来の支援単価に2万円/10aの加算を行うこととしています。

(1)、(2)については、果樹産地の構造改革の必要性から、産地計画の取組状況に応じた優先採択を行うこととしています。

(3) 労働生産性の向上を図る取組の強化(新規)

効率的な園地集積を一層推進するため、機構を活用するとともに、園地が傾斜地に点在するなど面的な集積が困難な果樹の特性に対応できるよう、産地協議会が機構等と連

果樹支援関連対策

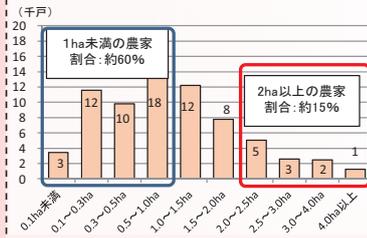
果樹農業好循環形成総合対策事業 【平成30年度予算概算決定額 5,560(5,660)百万円】  
輸出環境整備推進事業 【平成30年度予算概算決定額 565(-)百万円の内数】

省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組など、高品質果実の生産・供給体制の強化の取組を支援するとともに、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大や輸出環境の整備の取組等を支援。

果樹農業好循環形成総合対策事業 (5,560(5,660)百万円)

果実の供給力の維持・強化【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図る産地体制の整備を図り、次世代に円滑に継承していく必要。

産地の担い手による改植等支援【拡充】※1

1 面的な改植、園地集約の推進【継続】

・園地を集積・集約することに伴い、追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10a加算(農地中間管理機構の活用等)。※2

【改植】	2.3万円/10a	(みかん等のかんきつ類)
	1.7万円/10a	(りんご等の主要落葉果樹等)
	3.3万円/10a	(りんごわい化栽培等)
	1/2以内	(その他果樹)
【未収益】	2.2万円/10a	(5.5万円×改植の翌年から4年分)



まとまった優良園地にして担い手に転賃

2 農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して行う改植経費への支援【新規】

・生産基盤の拡大や作業性の向上等を図るため、**農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して改植**を行う際、**園地整備に伴い追加的な土層改良経費**を要する場合には、**2万円/10aを加算**。※2

- ※1 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取組む産地協議会を優先採択。
- ※2 同じほ場で1、2両方の取組を行う場合でも土層改良経費の加算は、2万円/10aが上限。



労働生産性の向上を図る取組の強化【新規】

【補助率：定額】

・農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「**農地中間管理機構モデル地区**」における、**ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証**等を支援。  
【技術実証の例】**ICT活用による省力的な園地管理技術**や**AIによる摘果技術の早期習得**、**なしのジョイント栽培**や**りんごの高密度わい化栽培等の省力栽培技術**



加工原料安定供給対策の推進【継続】

・ストレート果汁や機能性表示の利用など、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援。 [補助率：定額、1/2、1/3]

ニーズに合わせた国産果実加工品による需要拡大



輸出環境整備推進事業 (565(-)百万円の内数)

・高品質な果実は輸出先国で人気が高く、有望な輸出品目であるが、輸出先によっては、残留農薬の条件クリアなどが必要。

・輸出先における残留農薬基準(インポートトランス)の設定申請に必要なデータ収集等を支援。 [補助率：定額]

携し産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区(以下「モデル地区」)」の設定を行っていただいているところですが、30年度予算では、新たに「モデル地区」を対象として、産地協議会がICT等の省力化・低コスト化技術を活用し生産コスト又は作業時間の10%以上の削減を成果目標とした生産技術体系の構築のための実証を支援していくこととしています。

実証内容については、①センサーやウェブカメラの利用など見回り作業の自動化、②熟練農家の着眼点や作業動作等のノウハウをデータ化し、新規就農者等が利用できる技術、③直線状で背の低い集合樹に仕立てることで、整枝や剪定作業を容易にし、労働時間の短縮を可能とする技術等を考えています。

④需給安定対策の推進等

計画的な生産出荷のための取組に

ついては、「緊急需給調整特別対策事業」で支援することとしています。また、自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合、被害果実の加工原料用への段階的出荷のための一時貯蔵、被害果実製品の調整保管又は産地廃棄等に要する費用への支援を平成29年度予算と同様に実施することとしています。

3 加工流通対策の推進

輸入品が9割を占める果実加工品のシェア奪還のためには、果汁工場等に高品質な原料を安定供給する産地体制を構築し、高品質な国産果実加工品等の生産の拡大を図ることが重要になっています。このため、産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発のほか、更なる需要拡大を図るため、

果実加工品等の健康への有益性に係る知識の普及や消費拡大に資する人材育成の取組等を継続して支援することとしています。

II 輸出環境整備推進事業

平成28年度補正予算「青果物輸出特別支援事業」で実施していた輸出先の残留農薬基準の設定申請に必要なデータ収集等の支援については、省内の他の輸出環境整備のメニューと統合し、「輸出環境整備推進事業」として、6億円の予算内で支援することとしています。

III 園芸作物生産転換促進事業

水田地帯において、生産者や実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械・施設のリースの導入など、新たな園芸産地の育成に必要

園芸作物生産転換促進事業

【平成30年度予算概算決定額 671(1,480)百万円】

○ 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から園芸作物への転換を図り、生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成を支援。

**【支援内容】** 対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

**<産地育成のイメージ>**

**①産地の合意形成**

水稲から園芸作物への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。

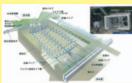



生産者間の生産体制の検討      コンソーシアムによる会議

**③排水対策や栽培技術の確立**

水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、

- ・ 地下水水位制御システム等による排水対策の実証、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。




地下水水位制御システム      栽培研修

**②品種の選定や出荷先の確保**

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・ 産地の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。




品種選定試験      実需者と計画的に協議

**④機械・施設のリース方式による導入等**

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、
- ・ 施設野菜の生産に必要なハウスの導入、
- ・ 導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入(キャベツ)】





設立同時施肥機      全自動移植機      収穫機

【施設野菜の生産に必要な施設・機器】



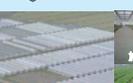


ハウスのリース導入      ヒートポンプ      循環扇

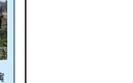
**野菜産地の育成**

◆ 水稲からの転換による水田地帯での野菜(露地・施設)を中心とした新たな産地を育成

野菜への転換







露地野菜      施設野菜      野菜収穫機による収穫      ハウスによる施設野菜の生産      試験ほ場での機械実演

**果樹産地の育成**

◆ 水稲からの転換による水田地帯での果樹を中心とした新たな産地を育成

果樹への転換






果樹への転換      省力的な防除に必要なスピードスプレーヤーの導入      ジョイント栽培による省力栽培・早期成圃化の実現      屋根かけ栽培による高品質な果実の安定生産

**花き産地の育成**

◆ 水稲からの転換による水田地帯での花きを中心とした新たな産地を育成

花きへの転換






花きへの転換      パイプハウスによる花きの栽培      市場関係者による産地指導      新品种の実証栽培

な取組を一体的に支援するものです。

具体的には、都道府県を事業実施主体とし、生産者、実需者等で構成される協議会を取組主体(支援対象者)として、水田地帯において水稻から果樹への転換による産地を育成する際の実証的取組について支援することとしており、水稻から果樹に新たに転換する際に生じる排水対策、転換田に適した栽培方法の確立など技術面での課題解決に加え、販売開拓に向けた実需者との意見交換や商談会への出展など販売面での課題解決のために活用することが可能です。

**【平成29年度補正予算】**

**○ 品目別輸出促進緊急対策事業のうち「青果物輸出特別支援事業」**

青果物の輸出を拡大するため、産地と輸出業者のマッチングや輸出向けの生産体系導入実証、産地と輸出業者が連携した販売促進活動を支援します。

輸出向けの生産体系導入実証のうち、輸出ニーズを満たす生産拡大については、公募により決定する事業実施主体の会員である生産者、生産者団体、公社、土地改良区、民間事業者、農地中間管理機構等を取組主体として、輸出事業者と連携して

一定面積以上での園地において輸出有望品種の早期輸出を前提とした新植や改植に関する実証的取組を支援することとしています。

平成30年度予算については、今後、国会での審議を経て成立するものです。

また、事業の詳細については、実施要綱・要領の策定の過程で変更される場合があります。各種機会をとらえて情報提供してまいりますので、最新情報を把握いただき、今後の事業活用に役立てていただきますようお願いいたします。

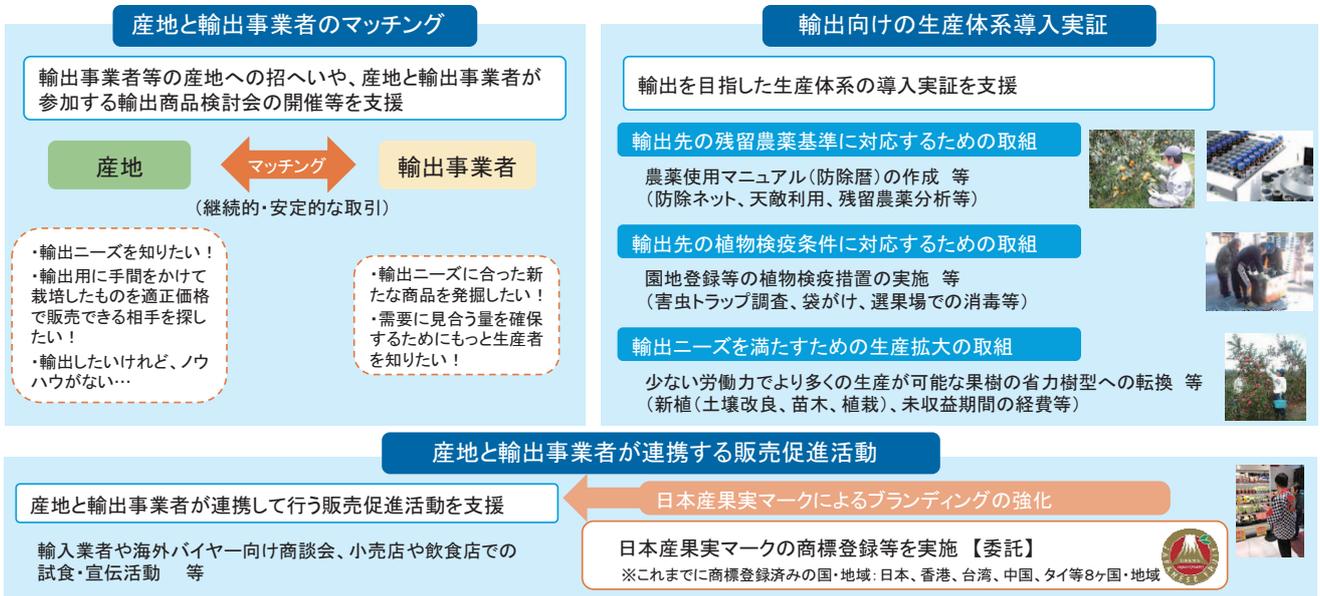
**青果物輸出特別支援事業**

【平成29年度補正予算額：130百万円】

青果物の輸出を拡大するため、産地と輸出事業者のマッチングや輸出向けの生産体系導入実証等の輸出産地育成の取組、産地と輸出事業者が連携した販売促進活動を支援。

- 課題**
- ・日本産の高品質な青果物は輸出先で人気が高く、有望な輸出品目であるが、需要に見合う質・量の安定生産・供給に向けて、以下が課題。
    - ①産地と輸出事業者間で輸出ニーズ(人気のある品種、規格等)の共有化が図られていない。
    - ②産地だけでは安定した取引先の開拓が難しい。
    - ③輸出先国の残留農薬や植物検疫等の条件のクリアなど、輸出向けの生産には産地の負担が大きい。

**これらの課題に対応するため、以下の取組を一体的に支援**



**特集**

**青果物の輸出の促進について**

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長補佐 佐藤 京子

**はじめに**

農林水産物の輸出は、国産品の市場を創出するための重要な政策分野

となっており、平成31年までに輸出額1兆円の目標を掲げるとともに、品目別に策定した戦略に則り、農林水

産省を中心に様々な支援が打ち出されています。その中で、果実は、その高品質さから海外でも人気が高

く、平成25年から、輸出額が、102億円、125億円、180億円、189億円（青果物全体の輸出額は、131億円、163億円、235億円、255億円）と伸びている有望な輸出品目となっています。

果実輸出のうち、りんごが占める割合が非常に高く（平成28年は70%）、ぶどう、ももと続いています。平成28年はりんごの小玉傾向、売れ時の春節の時期が早かった等を背景に、輸出数量は減りましたが、単価が高かったため、輸出額はそれほど減っていませんでした。逆に29年は前年末までで出荷が一段落して年初で伸びず、29年産で持ち直しつつあるものの、この記事が刊行される頃にとりまとめられる29年の輸出統計の数字が目される状況です。

### 支援措置「平成29年度補正予算事業」

青果物輸出を支援するため、平成27年度から3年連続で補正事業を措置すべく準備を進めています。これま

では、高品質な果実の鮮度を保持したままどのように輸送するのか、輸出先国でどのように売り込むのかといった取組支援に重点が置かれていました。しかしながら国内で果樹生産量が減少していく中、輸出を伸ばしていくためには、将来を見据えた生産拡大支援が重要です。このため、平成29年度補正予算では、生産する側に力点をおいた支援内容となっています。事業の全体図は、山本専門官の記事でご紹介している青果物特別支援事業の図をご参照ください。今回は、この図の中で濃い青色で囲んだ3つのタイトルの事業メニューのうち、生産拡大支援に該当する「輸出向けの生産体系導入実証」についてご説明いたします。

### 輸出向けの生産体系導入実証

輸出向けの生産体系導入実証は大きく2つに分けられます。最初は、輸出先国の規則に対応する生産を行う場合の支援となります（下図参照）。二つ目は輸出向け生産拡大に取り組

む場合の支援となります（右図参照）。

下図ですが、海外への青果物輸出には、国内向け生産では必要のない取組があります。我が国と相手先国の残留農薬基準が異なる場合があり、輸出品は相手先国の残留農薬基準を満たすことが求められます。さらに、果実を媒介した病害虫進入を防ぐため、相手先国が設定する植物検疫措置を満たすことが必要です。生産現場で、すぐ実践するにはリスクが高く、実証により技術的課題を克服し、産地全体へ成果を普及することを目的としています。

具体的な取組の例としては、残留農薬基準対応であれば、化学合成農薬の代替となる防除体系（天敵、防除ネット、フェロモン剤など）導入、植物検疫対応であれば、害虫トラップの設置、選果場のマニュアル作成、問題となる病害虫除去などがあります。リスクが高い取組を産地全体で取り組もうとする産地の負担を軽

## 青果物輸出特別支援事業

## 事業内容 輸出向けの生産体系導入実証(1)

輸出先の条件に対応するための生産体系導入実証を支援します。

輸出をするためには、国内向け生産では必要のない、輸出先のルールを満足する生産体系が求められる

輸出先の条件に合わせた生産体系の検討・現地実証が不可欠

### ① 残留農薬基準対応

- 輸出先で、日本で使用できる農薬が使用できない場合

代替防除体系の導入	天敵、防除ネット、フェロモン剤、袋かけなど
農薬の使用方法の変更	散布日数、散布時期の試行 減衰を確認するための残留農薬分析
防除暦作成、普及	地域で使える防除暦作成の企画・実施 作成した防除マニュアルの普及

### ② 植物検疫条件対応

- 指定された病害虫の徹底した排除が必要な場合
- 登録された園地や施設で生産・出荷された青果物に限定される場合
- 新たな検疫条件を設定する際に生産地での調査が必要な場合

病害虫の徹底した排除	害虫トラップ、フェロモン剤、袋かけ
選果・こん包施設	選果・こん包施設登録マニュアル作成 青果物の殺菌、くん蒸処理 こん包前の害虫駆除
条件設定のための調査	害虫トラップ、検査官招へい

産地において成果を情報共有し、輸出拡大へ動機付け

### 取組主体

事業実施主体たる団体の会員である生産者、生産出荷団体

### 支援対象となる経費

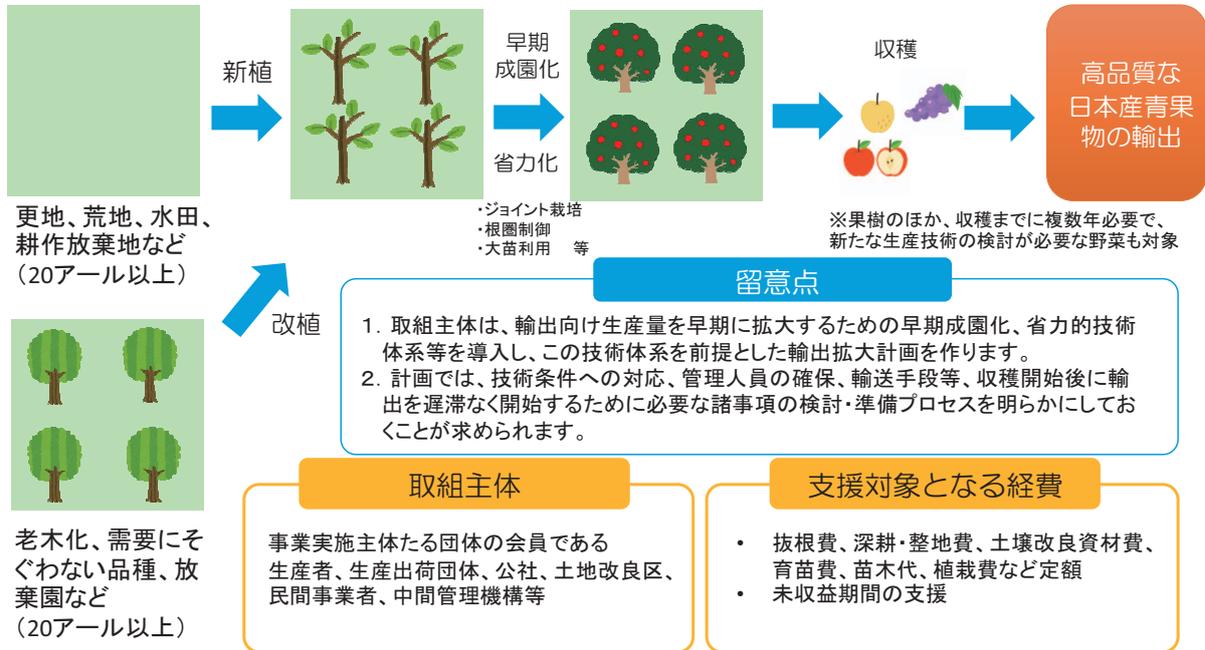
ほ場借上料、管理員賃金、生産資材費、分析費、備品費、機器リース料、報告書作成費など

補助率：定額

## 青果物輸出特別支援事業

## 事業内容. 輸出向けの生産体系導入実証(2)

輸出向け生産を早期かつ計画的に拡大する取組の実証を支援します。



減するため、定額補助としています。

上図ですが、果樹の生産拡大の支援です。国内で毎年生産面積が減少している果樹について、輸出を目的とする新植や改植に取り組む方を支援します。

更地、荒地、水田、耕作放棄地、老木がある樹園地などを対象に、早期成園化のための努力や担い手確保のための省力型樹形を採用するなどの工夫を取り入れつつ、数年後(目標年次)に輸出を始める計画を輸出事業者との連携の下で作ることなどが要件となり、一定額の補助となっています。果樹の他に、収穫まで複数年必要で新たな生産技術の検討が必要な野菜も対象としています。

### 効果的な販売促進活動支援

販売促進活動への支援もこれまで同様に用意しますが、より高い目標意識を持って取り組んでいただきたいと考えています。平成31年までの農林水産物輸出額1兆円目標達成のため、平成31年までに輸出額が販売促進活動支援額を超えることを要件としています。例えば100万円の販売促進活動に対し、輸出額は80万であれ

ば、継続的安定的輸出には結びつかないため、事業の対象とはしません。必要以上の経費をかけないこと、積極的な商談が要となります。

輸出先国で、植物検疫上の課題が解決し、日本産果実の輸出が可能となった場合には例外を設けています。平成27年度以降に輸出が解禁された後の初めて行う販売促進活動は、相手先国でそもそも売れるのかというリスクがあるため、一定の要件を満たす場合には支援対象としています。

### ハード等関連事業

平成29年度補正予算として「産地パワーアップ事業」と「農畜産物輸出拡大施設整備事業」を措置すべく準備をしています。この2つの事業では、施設整備が可能となっています。産地計画、面積要件など詳細は省きますが、例えば、輸出するために果実の選果、病害虫除去をおこなうための輸出対応型の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の整備を支援する内容となっています。

さらに、生産、加工・貯蔵、物流、販売の各段階で生じる諸課題を解決

し、新たな物流を形成するための取組を支援できるよう別途準備を進めています。

### 最後に

平成29年度補正予算事業は、国会での審議が終わっていませんが、順次、農水省ホームページでの公募、都道府県への要望調査が始まります。短期間での手続きが求められるため、公募や要望調査前に、支援を希望する方は、大まかな計画をあらかじめ作っておくことが重要です。

最後になりますが、相手先国の規則(輸出品へ適用する残留農薬基準の設定や植物検疫協議による輸出解禁)は国でなければ対応できませんが、国(や都道府県)は、直接果実輸出を行うことはできません。国としては、安定的継続的輸出を目指し、生産する方、運ぶ方、販売する方を支援すべく、それらの方々のニーズに応じた使いやすい事業展開を心がけていく考えです。

今後とも、果樹生産拡大と輸出拡大に向けてご協力をお願いいたします。

**(公財)中央果実協会**

編集・発行所  
公益財団法人 中央果実協会  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 1-9-13  
三会堂ビル 2F  
  
電話：03-3586-1381  
FAX：03-5570-1852

編集・発行人  
今井 良伸  
印刷・製本  
(有) 曙光印刷



当協会 Web サイト  
URL:  
[www.japanfruit.jp](http://www.japanfruit.jp)

**お知らせ**

毎日くだもの200グラム運動  
メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は  
当協会下記ホームページをご  
覧下さい。

<http://www.japanfruit.jp>

**中央果実協会からのお知らせ**

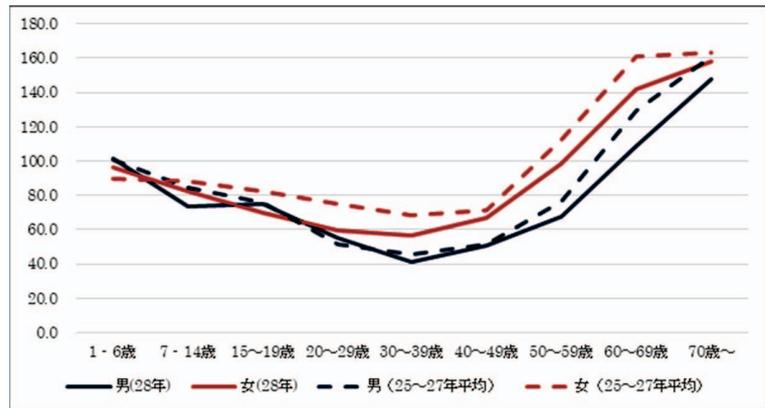
**平成28年国民健康・栄養調査結果の概要にみる果物消費状況  
—需要促進部—**

平成28年国民健康・栄養調査結果の概要(注1)が平成29年9月に厚生労働省から公表されました。1人1日当たりの果実類(注2)の摂取量は98.9グラムとなり、昨年の107.6グラムから8.1%の減少となり、昭和45年以来46年ぶりに100グラムを割り込みました。過去10年間の推移をみると、ほぼ110グラム前後で横ばい状態だったところから急激に減少したことになります。

また、年齢階層別・男女別にみると、従来と同様、20～40歳代の若者・働き盛り世代の摂取水準が落ち込む傾向は変わりませんが、28年においては特に60歳以上で摂取量の落ち込みが顕著となっているほか、各年齢層において女性の摂取

量の落ち込みが顕著となっています。(図) この変化が一過性のものなのか、それとも今後も減少が続くのか、予断を許しません。『食事バランスガイド』で勧められている1人1日200グラムの半分程度にとどまっている状況は変わらないので、引き続き若者～働き盛り世代を中心に果物の摂取機会及び摂取量を拡大することが重要となっています。

(注1)「国民健康・栄養調査」は、毎年11月の特定の日の1日について調査。(平成28年は10,745世帯、栄養摂取状況26,133人を対象に調査。)  
(注2)果実類には、スイカ、メロン、イチゴを含み、生果の他果汁、ジャムを含む。(皮・芯などの廃棄分は含まない。)



(図)1人1日当たり摂取量(g) 年齢階層別、男女別

**業務日誌**

- 29. 11. 24 日本園芸農業協同組合連合会、日本果樹種苗協会、中央果実協会及び農研機構果樹茶業研究部門との意見交換会 (於 つくば)
- 29. 12. 8 全国果実生産出荷安定協議会第5回かんきつ部会 (於 大田市場)
- 29. 12. 11～12 果樹経営支援対策事業等事業実施評価委員会現地調査 (於 長野県)
- 29. 12. 19 なしの安定生産に向けた西洋なし花粉の利用可能性調査検討会(第3回) (於 三会堂ビル)
- 30. 1. 15 「毎日くだもの200グラム運動指針」改定検討委員会 (第2回) (於 三会堂ビル)
- 30. 1. 26 主要果樹産地における流通の実態調査把握調査第2回検討委員会 (於 三会堂ビル)

**人事異動**

**道県基金協会**

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		29. 11. 27	浦田 勝	熊本県協会理事長
就任	熊本県協会理事長	29. 11. 27	橋本明利	